

福岡県公報

平成29年11月14日
第3942号

目次

告示(第701号-第703号)

- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1
- 鳥獣保護区の存続期間の更新 (自然環境課) …………… 1
- 特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定 (自然環境課) …………… 3
- ### 公 告
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 5
- 落札者等の公示 (教育庁財務課) …………… 5

告 示

福岡県告示第701号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成29年11月14日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川帆柱1210の2、1276の4
- 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第702号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

平成29年11月14日

福岡県知事 小川 洋

1 石釜鳥獣保護区

(1) 区域

福岡市早良区のうち、同区大字曲淵の曲淵大橋を起点とし、同点から福岡市曲淵水源地岸を北へ進み室見川に接続し、同河川の左岸を下り坊主川との分岐点に至り、同分岐点から坊主川右岸を上り国有林82林班と83林班との境界線に接続し、同境界線を南西へ進み福岡市早良区と佐賀県佐賀市との境界線に接続し、同境界線を北西へ進み福岡市早良区と糸島市との境界線に接続し、同境界線を北へ進み八丁川に接続し、同河川左岸を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成29年11月15日から

平成39年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該地域は、福岡市の南西に位置し糸島市及び佐賀県と接し、そのほとんどが脊振・雷山県立自然公園区域となっている。金山(967m)を中心に針葉樹や広葉樹などの豊かな植生に恵まれ、多くの種類の鳥獣が生息している。福岡市の水がめである曲淵ダムの水源地でもある。このように当該地域は野生鳥獣の生息・繁殖に重要な地域であることから、県指定鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

2 地島鳥獣保護区

(1) 区域

宗像市地島地区全域（地島全島域）

(2) 存続期間

平成29年11月15日から
平成39年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

集団繁殖地の保護区

イ 指定目的

当該地域は、宗像市の北に位置し、大島とともに宗像市の島嶼部である。広葉樹などの豊かな植生に恵まれ、多くの種類の鳥獣の生息や繁殖の場となっている。このように当該地域は野生鳥獣の生息・繁殖に重要な地域であることから、県指定鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

3 玄界島鳥獣保護区

(1) 区域

福岡市西区大字玄界島地区全域

（玄界島・柱島・大机島・小机島・黒瀬・クタベ瀬の各島全域）

(2) 存続期間

平成29年11月15日から
平成39年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

集団繁殖地の保護区

イ 指定目的

当該地域は、福岡市の北西に位置する島嶼部である。広葉樹などの豊かな植生に恵まれ、多くの種類の鳥獣の生息や繁殖の場となっている。このように当該地域は野生鳥獣の生息・繁殖に重要な地域であることから、県指定鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

4 行橋鳥獣保護区

(1) 区域

行橋市及び京都郡苅田町のうち、県道沓尾大橋線と主要地方道直方行橋線との交点を起点とし、同主要地方道を北へ進み長峽川に接続し、同河川の左岸を北東へ進み白石、蓑島、沓尾、長井、稲童浜の各海岸から500メートルの距離の海上線に接続し、同海上線を北東へ進み更に南東へ進み稲童浜の稲童漁港の西側防波堤の最北端に至り、同点と市道稲童漁港本線の終点とを直線で結び同市道終点から同市道を南へ進み市道稲童漁港線に接続し、同市道を南へ進み県道稲童新田原停車場線に接続し、同県道を西へ進み主要地方道門司行橋線に接続し、同主要地方道を北へ進み市道新開丸山線に接続し、同市道を北西へ進み県道沓尾大橋線に接続し、同県道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成29年11月15日から
平成39年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地の保護区

イ 指定目的

当該地域は、荊田町や小倉南特定猟具（銃器）使用禁止区域に隣接しており、特に小倉南特定猟具（銃器）使用禁止区域内の曽根干潟には、カモ類及びシギ類を始め、その他鳥類の集団渡来地でもあり、また、長峽川、今川、祓川の河口干潟を有しているため、留鳥及び渡り鳥の憩いと身体を休める場所及び貴重な採餌の場となっている。したがって、県指定の鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

福岡県告示第703号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

平成29年11月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 安宅特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

田川郡川崎町のうち、町道轡井手線と主要地方道田川桑野線（旧道）との交点を起点とし、同主要地方道（旧道）を南東へ進み町道貴船後川内線に接続し、同町道

を南へ進み町道三郎丸西谷線に接続し、同町道を西へ進み福岡フェザントクラブ所有地と民有林との境界線に接続し、同境界線を西へ進み町道荒平・方河原線に接続し、同町道を北へ進み町道二反田黒木線に接続し、同町道を北へ進み主要地方道田川桑野線に接続し、同主要地方道を北へ進み町道轡井手線に接続し、同町道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成29年11月15日から
平成39年11月14日まで

2 有安特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

飯塚市のうち、旧飯塚市と旧庄内町との境界線と県道鯉田停車場有井線との交点を起点とし、同県道を南東へ進み市道有井・栄町線に接続し、同市道を南へ進み県道口ノ原稲築線に接続し、同県道を南へ進み飯塚市と嘉麻市との境界線に接続し、同境界線を北西へ進み旧飯塚市と旧庄内町との境界線に接続し、同境界線を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成29年11月15日から
平成39年11月14日まで

3 鴨生田池特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

直方市と宮若市のうち、直方市道上新入19号線と主要地方道福岡直方線との交点を起点とし、同主要地方道を南西へ進み宮若市道下口・尾勝線に接続し、同市道を北西へ進み宮若市道鶴田・新入線に接続し、同市道を北東へ進み直方市道旧軌道線に接続し、同市道を北東へ進み直方市道鴨生田団地内線に接続し、同市道を東へ進み直方市道上新入19号線に接続し、同市道を南東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成29年11月15日から
平成39年11月14日まで

4 小野牟田池特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

直方市のうち、国道200号と主要地方道直方水巻線との交点を起点とし、同主要地方道を北へ進み市道赤熊・野口線に接続し、同市道を北へ進み市道小野牟田線に接続し、同市道を東へ進み国道200号に接続し、同国道を南へ進み市道小野牟田・十堂線に接続し、同市道を東へ進み主要地方道直方行橋線に接続し、同主要地方道を西へ進み国道200号に接続し、同国道を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成29年11月15日から

平成39年11月14日まで

5 城山特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

宗像市のうち、宗像市と遠賀郡岡垣町との境界線と国道3号との交点を起点とし、同国道を南西へ進み主要地方道宗像玄海線に接続し、同主要地方道を西へ進み市道陵巖寺39号線に接続し、同市道を北へ進み市道三郎丸13号線に接続し、同市道を北へ進み市道三郎丸本線に接続し、同市道を北へ進み市道陵巖寺39号線に接続し、同市道を北へ進み城山西登山道に接続し、同登山道を東へ進み宗像市と遠賀郡岡垣町との境界線に接続し、同境界線を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成29年11月15日から

平成39年11月14日まで

6 塩屋・本城特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

北九州市若松区及び同市八幡西区のうち、同市若松区と同市八幡西区との境界線と県道弘川折尾線との交点を起点とし、同県道を南東へ進み国道199号に接続し、同国道を南西へ進み主要地方道有毛引野線に接続し、同主要地方道を北西へ進み市道光貞台2号線に接続し、同市道を北へ進み市道光貞台40号線に接続し、同市道を北へ進み同市道が西へ直角に折れ曲がる点で曲がらずにそのまま北へ直線で進み同市若松区と同市八幡西区との境界線に接続し、同境界線を西へ進み北九州学術研究都

市南部区域の西側境界線に接続し、同西側境界線を北へ進み同北側境界線に接続し、同北側境界線を東へ進み同市若松区と同市八幡西区との境界線に接続し、同境界線を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成29年11月15日から

平成39年11月14日まで

7 楠橋特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

北九州市八幡西区のうち、市道楠橋23号線と市道楠橋21号線との交点を起点とし、同市道を南東へ進み県道植木上上津役線に接続し、同県道を南へ進み市道楠橋36号線に接続し、同市道を南西へ進み市道楠橋33号線に接続し、同市道を北西へ進み市道楠橋31号線に接続し、同市道を北へ進み市道楠橋23号線に接続し、同市道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成29年11月15日から

平成39年11月14日まで

8 吉田・岩瀬特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

遠賀郡水巻町及び中間市のうち、町道月夜待ヌメリ石線と遠賀郡水巻町と北九州市八幡西区との境界線の交点を起点とし、同境界線を南へ進み遠賀郡水巻町と北九州市八幡西区及び中間市との境界線分岐点に至り、遠賀郡水巻町と中間市との境界線を西へ進み更に北へ進み旧水巻町吉田ボタ山開発区域境界線に接続し、同境界線を西へ進み市道鳴王寺塔ノ内線に接続し、同市道を北西へ進み町道宮尾片山線に接続し、同町道を北西へ進み町道月夜待ヌメリ石線に接続し、同町道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成29年11月15日から

平成39年11月14日まで

9 五反田特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

福津市のうち、国道495号と市道伊王丸・出水線との交点を起点とし、同市道を東へ進み市道須多田56号線に接続し、同市道を南へ進み更に東へ進み市道山手線に接続し、同市道を南へ進み市道在自43号線に接続し、同市道を西へ進み市道柳ヶ宿・五反田線に接続し、同市道を西へ進み市道長尾下・五反田線に接続し、同市道を西へ進み国道495号に接続し、同国道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成29年11月15日から

平成39年11月14日まで

10 田尻・太郎丸特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

福岡市西区のうち、市道田尻2089号線と主要地方道福岡志摩線との交点を起点とし、同主要地方道を西へ進み市道濁元浜線に接続し、同市道を北東へ進み県道大原周船寺停車場線に接続し、同県道を南東へ進み主要地方道福岡志摩線に接続し、同主要地方道を東へ進み市道田尻2053号線に接続し、同市道を北へ進み瑞梅寺河口堤防に接続し、同堤防を北東へ進み市道田尻2039号線から延ばした延長線との交点に至り、同延長線を南東へ進み市道田尻2039号線に接続し、同市道を南東へ進み市道田尻2028号線に接続し、同市道を南西へ進み市道田尻2036号線に接続し、同市道を南東へ進み市道田尻2035号線に接続し、同市道を南西へ進み今出第2池の北西端との交点に至り、今出第2池の北岸を北東端まで進み市道田尻2033号線との交点に至り、同市道を南西へ進み市道横浜今出線に接続し、同市道を南東へ進み市道田尻2089号線に接続し、同市道を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成29年11月15日から

平成39年11月14日まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

平成29年11月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
直方市大字頓野2673番及び2674番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
直方市大字下境2400番地
森田製菓有限公司
代表取締役 森田 長吉

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年11月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ゆめタウン大牟田（別棟）
(2) 所在地 大牟田市東新町二丁目28番 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年11月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

実習船「海友丸」第2種中間検査及び第3種中間検査工事

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県立水産高等学校 共同運航事務室

(2) 所在地

福津市津屋崎四丁目46番14号

3 落札者を決定した日

平成29年10月20日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

長崎造船株式会社

(2) 住所

長崎県長崎市浪の平町4番2号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

76,032,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成29年9月8日